

- 第 5 服務及び勤務条件
- 第 6 公平審査及び苦情処理
- 第 7 職員団体
- 第 8 受託公平委員会事務
- 第 9 労働基準監督

第5 服務及び勤務条件

1 職務専念義務の免除

平成25年度における職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第10号の規定に基づく承認状況は、次のとおりである。

○個別承認 (承認件数)

項目	知事	教委	警察	計
役員等従事	3			3
体育競技大会参加		6		6
計	3	6		9

○包括承認

項目	任命権者
国民体育大会東海ブロック大会の岐阜県選手団（役員・選手）として参加する場合	知事 教委 警察

2 営利企業等の従事制限

平成25年度の各任命権者における地公法第38条第1項の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況は、次のとおりである。

(報告件数)

項目	知事	教委	警察	計
営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等になること	3			3
自ら営利企業を営むこと	2			2
報酬を得て事業又は事務に従事すること	17			17
計	22			22

3 勤務時間及び休暇

○週休日の振替等の期間について改正を行った。

【改正】

・週休日の振替等の期間の特例（第65条）

改正内容	週休日の振替等の期間について、職務の特殊性その他の事由により、勤務を命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から8週間後の日までの期間に週休日の振替等を行うことが困難である場合は、任命権者が人事委員会の承認を得て別に定めることができることとした。
------	---

○特別休暇を取得できる場合の対象範囲及び期間の拡大を行った。

【改正】

- ・特別休暇を取得できる場合の対象範囲及び期間の拡大（第75条）

改正内容	満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、その子が在籍し、若しくは在籍することとなる学校等が実施する行事であつて人事委員会が定めるものに出席する場合についても家族看護休暇の一部として特別休暇を取得できるよう範囲を拡大した。 また、一親等の直系卑属（子）の忌引きの場合について、5日とされているところを7日に拡大した。
------	---

第6 公平審査及び苦情処理

1 不利益処分に関する不服申立て

平成25年度における事案についての審理状況は、次のとおりである。

事案名	不服申立人	申立事項	申立年月日	審理状況
昭和49年(不) 第1号～第1899号事案	教員	懲戒(減給、戒告)処分取消	昭49. 3. 28	係属中(1432件) ※467件取り下げ
昭和50年(不) 第1号～第557号事案	教員	懲戒(減給、戒告)処分取消	昭50. 5. 21	係属中(477件) ※80件取り下げ
平成23年(不) 第1号事案	元教員	懲戒(免職)処分取消	平23. 10. 25	処分承認
平成23年(不) 第2号事案	事務職員	懲戒(戒告)処分取消	平23. 12. 5	係属中
平成24年(不) 第1号事案及び第2号事案	元教員	分限(免職)処分取消	平24. 4. 4 平24. 4. 11	係属中

2 勤務条件に関する措置要求

平成25年度における事案についての審理状況は、次のとおりである。

事案名	不服申立人	申立事項	申立年月日	審理状況
—————	元職員の 相続人	時間外勤務手当等の支払い	平26. 1. 17	平26. 2. 6 却下

3 公務災害補償の審査

平成25年度においては、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定による公務災害補償に関する審査の請求はなかった。

4 苦情処理

平成25年度における職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情及び相談の状況は、次のとおりである。

区 分	相談 件数	処理 件数	処 理 区 分					未処理 件数
			制度説明 又は助言	相談内容 を当局へ 伝達	調査結果 を相談者 へ報告	あつせん	打ち切り	
任用・転任関係	1	1		1				
給与・旅費関係								
勤務時間・休暇関係								
服 務 関 係								
セクハラ・いじめ関係								
懲戒・分限処分関係								
そ の 他								
合 計	1	1		1				

相談の 受付 方法	項目	件数
	電 話	
	面 接	1
	手 紙	
	電子メール	
	合 計	1

第7 職員団体

1 管理職員等の範囲

地公法上、管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を組織することはできない。この管理職員等の範囲は、中立公正かつ専門的機関により確認し、公示する必要があるため、人事委員会規則（管理職員等の範囲を定める規則）で規定している。

2 職員団体の登録等

(1) 登録の処理

登録されている職員団体は8団体であり、これらの団体について6件の変更登録を行った。

団 体 名	登録年月日	法人年月日	変更事項	変更年月日	解散年月日
可児郡市学校職員組合	41. 9. 28				
養老郡教職員組合	41. 9. 28		役員・事務所	25. 5. 7	
岐阜県学校職員組合	41. 10. 29		役員	25. 4. 1	
岐阜県職員組合	42. 1. 18	44. 3. 25	規約 役員	25. 4. 2 25. 10. 28	
揖斐郡教職員組合	42. 1. 20				
岐阜県公立小中学校事務職員組合	48. 9. 12		役員	25. 4. 18	
岐阜県公立学校教職員組合	2. 3. 5				
岐阜県教職員組合	3. 7. 12		役員	25. 4. 5	

(2) 法人格の取得等

旧地公法及び法人格付与法に基づき、人事委員会が法人格の取得又は規約を認証している登録職員団体及び職員団体等は次のとおりである。

根 拠 法	団 体 名	取得等年月日
旧地公法第54条	岐 阜 県 職 員 組 合	S44. 3. 25
法人格付与法第5条	全日本自治団体労働組合岐阜県本部	S58. 11. 11
同 上	岐阜県職員労働組合連合会	H22. 2. 24

第8 受託公平委員会事務

1 公平委員会事務の受託

人事委員会は、地公法第7条第4項の規定に基づき県下の地方公共団体から各団体の公平委員会が処理すべき事務の委託を受けており、平成26年4月1日現在、32団体の事務を受託している。

表8-1 公平委員会事務受託団体数 (圏域別 平成26年4月1日現在)

	市 町 村	一部事務組合	受託団体合計
岐阜		9	9
西濃		9	9
揖斐		7	7
中濃		1	1
中濃		1	1
東濃		3	3
恵那		1	1
飛騨		1	1
計		32	32

表8-2 公平委員会事務受託一部事務組合一覧 (圏域別 平成26年4月1日現在)

	一部事務組合名		一部事務組合名	
岐阜	岐阜羽島衛生施設組合	揖斐	揖斐川水防事務組合	
	木曾川右岸地帯水防事務組合		揖斐郡養基小学校養基保育所組合	
	岐阜県市町村会館組合		檜原谷林野組合	
	岐阜県市町村職員退職手当組合		足打谷林野組合	
	岐阜県地方競馬組合		揖斐郡消防組合	
	岐阜地域児童発達支援センター組合		西濃環境整備組合	
	本巣消防事務組合		西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合	
	瑞穂市神戸町水道組合		中濃	可児川防災等ため池組合
	岐北衛生施設利用組合		中濃	中濃地域農業共済事務組合
西濃	大垣衛生施設組合	東濃	土岐川防災ダム一部事務組合	
	南濃衛生施設利用事務組合		東濃西部広域行政事務組合	
	大垣輪中水防事務組合		土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合	
	大垣市・安八郡安八町東安中学校組合	恵那	東濃農業共済事務組合	
	不破消防組合		飛騨	飛騨農業共済事務組合
	大垣消防組合			
	西南濃老人福祉施設事務組合			
	西南濃粗大廃棄物処理組合			
	あすわ苑老人福祉施設事務組合			

2 公平審査

受託団体に係る不利益処分に関する不服申立て及び勤務条件に関する措置要求の係属事案はない。

第9 労働基準監督

地方公務員には、原則として労基法及び安衛法が適用され、職員の勤務条件に関する労働基準監督の職権は労基法別表第1に掲げる事業の号別区分により、現業事業所に従事する職員については労働基準監督署が、非現業事業所に従事する職員については人事委員会が行使することとされている。

1 労働基準法別表第1に掲げる事業の号別決定

平成25年度は事業所の新設等があったため、岐阜労働局との協議により労基法に基づく号別決定を行った。

表9-1 労基法別表第1に掲げる事業の号別事業所数 (平成26年4月1日現在)

監督機関区分 労基法別表第1号別区分	人事委員会		労働基準監督署	
	12号	官公署の事業	1号	13号
知事	25	61	1	13
教育委員会	87	7		5
警察	1	23	1	
その他の行政委員会		5		
計	113	96	2	18
	209		20	

※詳細については、表9-8参照

2 労働基準法に基づく職権行使

労基法に基づく人事委員会の職権行使としては、適用事業報告の受理、解雇予告除外認定、時間外及び休日労働に関する協定届の受理、宿日直勤務の許可等があるが、平成25年度における許可等の状況は次のとおりである。

・適用事業報告の受理	1件
・解雇予告の除外認定	2件
・時間外及び休日労働に関する協定届の受理	112件
・宿日直勤務の許可	0件

3 労働安全衛生法に基づく職権行使

安衛法に基づく人事委員会の職権行使としては、安全衛生管理者等の選任報告の受理、特定機械等の設置届の受理、落成検査等がある。平成25年度においては、衛生管理者等の選任報告等を受理した。

(1) 安全衛生管理者等を選任(設置)すべき事業所数

表9-2 安全衛生管理者等を選任(設置)すべき事業所数 (平成25年4月1日現在)

区分	総括安全衛生管理者	産業医	衛生管理者
知事	1(1)	10(10)	13(13)
教委	—	73(73)	73(73)
警察	1(1)	20(20)	20(20)
計	2(2)	103(103)	107(107)

(注) ()内は、選任(設置)された事業所数である。

(2) 特定機械等の設置状況

※部局別設置状況については、表9-9参照

ア 新規

表9-3 特定機械等の新設の状況

種 類	検査証番号	事 業 所	新設年月日
ボイラー	1301	飛騨神岡高等学校	25. 9. 17

イ 使用再開

表9-4 特定機械等の使用再開の状況

種 類	検査証番号	事 業 所	再開年月日
ゴンドラ	4256	保健環境研究所	25. 7. 6

ウ 書き替え … 該当なし

エ 廃止

表9-5 特定機械等の廃止の状況

種 類	検査証番号	事 業 所	廃止年月日
ボイラー	111	飛騨神岡高等学校	25. 8. 15

(3) 特定機械等の性能検査の実施状況

表9-6 特定機械等の性能検査等の実施状況 (平成25年度)

種 類	性 能 検 査			
	知 事	教 委	警 察	計
ボイラー	12	11	1	24
第一種圧力容器	5	7	0	12
ゴンドラ	1	0	0	1
クレーン	1	0	0	1
計	19	18	1	38

(注) 落成検査1件、使用再開検査1件。
クレーンの性能検査は、2年に1度実施する。

(4) 検査結果 (性能検査)

表9-7 性能検査の結果 (平成25年度)

種 類	基数計	合 格
ボイラー	24	24
第一種圧力容器	12	12
ゴンドラ	1	1
クレーン	1	1
計	38	38

(注) クレーンの性能検査は、2年に1度実施する。

表9-8 労働基準法別表第1号別一覽表

(平成26年4月1日現在)

①人事委員会が労働基準監督機関となる機関名

号別	該当機関名	—	該当機関名
11 (郵便・電気・通信)		官公署の事業 (労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。)	
12 (教育・調査・研究)	職員研修所 歴史資料館 消防学校 美術館 現代陶芸美術館 保健環境研究所 衛生専門学校 各看護専門学校 (2) 工業技術研究所 産業技術センター 情報技術研究所 セラミクス研究所 生活技術研究所 国際たぐみアカデミー 木工芸術スクール 情報科学芸術大学院大学 農業技術センター 中山間農業研究所(支所を含む。) 畜産研究所 水産研究所 (支所を含む。) 農業大学校 国際園芸アカデミー 森林文化アカデミー 教育研修課 学校支援課 図書館 高山陣屋管理事務所 文化財保護センター 博物館 各高等学校 (63) 各特別支援学校 (18) 警察学校		本庁知事部局 各県税事務所(5)(出張所を含む。) 自動車税事務所 東京事務所 岐阜地域福祉事務所 精神保健福祉センター 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 各子ども相談センター(5) (一時保護所を除く。) 女性相談センター 計量検定所 旅券センター 各農林事務所 (10) 病害虫防除所(支所を含む。) 各家畜保健衛生所 (4) 各土木事務所 (11) 東海環状自動車道事務所 麗川管理事務所 長良川上流河川開発工事事務所 宮川上流河川開発工事事務所 リニア推進事務所 岐阜駅前周辺鉄道高架工事事務所 流域浄水事務所 各建築事務所 (4) 各振興局 (4) (振興局の事務所を含む。) 議会事務局 選挙管理委員会事務局(地方事務局を含む。) 人事委員会事務局 監査委員会事務局 労働委員会事務局 教育委員会本庁事務局 (教育研修課及び学校支援課を除く。) 各教育事務所(6) 警察本部 各警察署 (22) (交番及び駐在所を含む。)
			計 113

②労働基準監督署が労働基準監督機関となる機関名

号別	該当機関名
1 (製造・加工)	東部広域水道事務所(浄水場を含む。) 警察車両整備センター
2 (鉱業)	
3 (土木・建築)	
4 (旅客・貨物運送)	
5 (貨物取扱)	
6 (林業・農業)	
7 (水産・畜産)	
8 (販売・理容・賃貸)	
9 (金融・保険)	
10 (映画・興行)	
13 (保健衛生)	各保健所 (7) (保健所の事務所を含む。) 食肉衛生検査所 動物愛護センター 希望が丘学園 各子ども相談センター—一時保護所 (2) わかあゆ学園 各特別支援学校前宿舎 (5)
14 (旅客・接客・娯楽)	
15 (清掃・と畜場)	
	計 18

表9-9 検査対象特定機械等部局別設置状況 (平成26年4月1日現在)

機 関 名	設 置 機 械 数			
	ボイラー	一圧	ゴンドラ	クレーン
1 知事部局				
県庁	3		1	
産業技術センター	1	2		
生活技術研究所	2	1		
中山間農業研究所	1			
森林研究所		1		
森林文化アカデミー		1		
保健環境研究所			1	
国際たくみアカデミー	2			
自動車税事務所	1			
消防学校	2			
計	12	5	2	
2 教育委員会				
教育研修課	1			
美術館				2
岐阜農林高等学校		1		
不破高等学校	1			
郡上高等学校		1		
加茂農林高等学校		1		
恵那農業高等学校		2		
坂下高等学校	1			
飛騨高山高等学校	1			
飛騨神岡高等学校	2			
岐阜聾学校	1			
大垣特別支援学校	3			
東濃特別支援学校	2	2		
計	12	7		2
3 警察				
運転免許課	1			
計	1			
県 計	25	12	2	2